相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍香川県さぬき市多和相草東二六番地一、最後の住所神戸市須磨区北落合五丁目一番三四四―一〇五号　被相続人　亡　峠　明雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

神戸市中央区多聞通二丁目一番一二号三江会館六階

相続財産管理人　司法書士　茂木　昌子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県和歌山市鷹匠町五丁目一二番地、最後の住所兵庫県尼崎市武庫町一丁目二八番一二―二〇七号

被相続人　亡　山﨑　恒男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

兵庫県宝塚市中山五月台五丁目二番一三―五〇四号　相続財産管理人　岡村圭一郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鳥取県東伯郡琴浦町大字中尾五一四番地、最後の住所鳥取県東伯郡琴浦町大字逢束一二六番地　陽だまりの家ことうら

被相続人　亡　近地　茂

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

鳥取県東伯郡琴浦町大字赤碕一一三八番地一

相続財産管理人　石賀　孝司

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県岩国市玖珂町五〇九四番地一、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　若林　米子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

山口県岩国市今津町一丁目一六番一九号

相続財産管理人　三井　ゆか

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍高知県高知市仁井田七九二番地、最後の住所高知県高知市春野町東諸木三一六三番地　グループホーム春の森

被相続人　亡　山本美津子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

高知県高知市梅ノ辻九番三号一階

相続財産管理人　山岡成太郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍鹿児島市下福元町一一五二七番地、最後の住所鹿児島市下福元町九五六三番地　特別養護老人ホームはっぴー園

被相続人　亡　川越ミヨ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十五年九月九日

事務所鹿児島市金生町七番八号　鹿児島金生町ビル六階　福元法律事務所

相続財産管理人　弁護士　岸本　圭市

公示送達

土地区画整理法（昭和二十九年法律第百十九号）第百三条第一項の規定による知立市知立八橋東部土地区画整理事業に係る左記一の者に対する換地処分通知書は、送付すべき場所を確知することができないので、同法第百三十三条第一項の規定により、当該書類の送付に代えてその内容を左記二のとおり公告する。

記

一　書類の送付を受けるべき者の住所及び氏名

住所不詳　岩堀安五郎、住所不詳　神谷久平
住所不詳　松井文藏、住所不詳　松井德治郎
住所不詳　山本未吉、住所不詳　兼子文七
住所不詳　岡田宇吉、住所不詳　石原定藏
住所不詳　三井謙治、住所不詳　鈴木松太郎
住所不詳　林　松吉、住所不詳　林　萬吉
住所不詳　柴田栄吉、住所不詳　柴田仲藏

二　通知の内容

土地区画整理法第百三条第一項の規定により、知立市知立八橋東部土地区画整理事業の換地計画において定められた別紙明細書及び換地図のとおり、換地処分をします。

教示

一　この処分について不服があるときは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六十日以内に愛知県知事に審査請求をすることができます。（審査請求書の記載事項は、行政不服審査法第十五条に規定されています。）

二　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に知立八橋東部土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

三　右記一の審査請求をした場合においては、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して六か月以内に知立八橋東部土地区画整理組合を被告として、処分の取消しの訴えを提起することができます。

なお、別紙明細書及び換地図は掲載を省略し、それらを本事業施行地区内、愛知県知立市八橋町西出口七一番地三他に所在する「西出口公園」において掲示する。

平成二十五年九月九日

愛知県知立市八橋町的場四七番地八
知立八橋東部土地区画整理組合
理事長　岩堀　謙松

任意清算公告

当法人は、平成二十五年八月二十日をもって解散し、弁護士法第三十条の三十第二項において準用する会社法第六六八条第一項の規定に基づき総社員の同意により定めた財産の処分の方法に従い清算をいたしますので、これに異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

平成二十五年九月九日

三重県津市大谷町二一番八号
弁護士法人希望さくら総合法律事務所
社員　加藤　謙一

第55期決算公告

平成25年9月9日　東京都中央区日本橋兜町7番12号

株式会社SMBCフレンド調査センター

代表取締役　西井　秀雄

貸借対照表の要旨　（平成25年3月31日現在）　（単位：千円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	134,764	流動負債	25,176
固定資産	962	固定負債	648
		負債合計	25,824
		株主資本	109,902
		資本金	20,000
		資本剰余金	89,902
		利益準備金	5,000
		その他利益剰余金	84,902
		（うち当期純利益）	（10,643）
		純資産合計	109,902
資産合計	135,726	負債・純資産合計	135,726

第23期決算公告

平成25年9月9日

東京都福生市加美平一丁目6番地17

株式会社道とん堀

代表取締役　稲場　裕幸

貸借対照表の要旨　（平成24年10月31日現在）　（単位：千円）

科目	金額	科目	金額
流動資産	639,321	流動負債	652,526
固定資産	1,686,863	（うち賞与引当金）	（18,972）
		固定負債	1,487,797
		（うち退職給付引当金）	（29,887）
		株主資本	185,861
		資本金	190,350
		資本剰余金	131,962
		資本準備金	131,962
		利益剰余金	△ 136,451
		その他利益剰余金	△ 136,451
		（うち当期純損失）	（116,520）
資産合計	2,326,185	負債・純資産合計	2,326,185